官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九九）　一
〔法規的告示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三〇二）　二
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七三三～一七三五）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七〇）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇一四～一〇一七）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇一八）　四
○通訳案内士法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一一）　四
○道路に関する件（関東地方整備局二二六）　四
○道路に関する件（北海道開発局九一、九二）　五
〔国会事項〕
内閣　法務省　六
〔人事異動〕
労働　六
〔叙位・叙勲〕
最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示五、徳島同三、愛媛同五、大分同五・六）　六
〔官庁報告〕
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一四二）　七
日本国に帰化を許可する件（同一四三）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、特定保険募集人の所在の確知等関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三七

## 府令

**○内閣府令第九十九号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月二十日　内閣総理大臣　高市　早苗

総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

（総合特別区域法施行規則の一部改正）

**第一条**　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第一条各号の内閣府令で定める事業）<br>**第一条**　総合特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるもの（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。）とする。<br>［一～八　略］<br>2　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。<br>［一～三　略］<br>四　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）<br>［五～八　略］ | （令第一条各号の内閣府令で定める事業）<br>**第一条**　総合特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるもの（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。）とする。<br>［一～八　同上］<br>2　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。<br>［一～三　同上］<br>四　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）<br>［五～八　同上］ |
| ［3～5　略］ | ［3～5　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。